平成２８年（フ）第５２３号
川崎市川崎区小田２丁目15番18号　Ｋハイツ101
債務者　福士　正貴
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３１号
川崎市多摩区堰３丁目17番３―104号
債務者　木村　秀春
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３２号
川崎市多摩区堰３丁目17番３―104号
債務者　木村江里香
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
川崎市麻生区王禅寺東５丁目46番33号　エントピア高村　201
債務者　吉山　千恵
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５４７号
川崎市川崎区小田４丁目23番２号　ハイツ小田公園　201
債務者　田浦　保亨（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５６号
川崎市宮前区土橋６丁目15番地１　宮前平パームハウス　Ｂ―404
債務者　池ケ谷真郎
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６０号
川崎市多摩区三田１丁目19番地１　パインフラッツⅡ　305
債務者　田中　康仁
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７２号
川崎市高津区子母口375番地　コーポタニ204
債務者　吉田　直史
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７６号
川崎市宮前区初山１丁目１番１号　第２寿荘205
債務者　大関　久雄
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
新潟県燕市吉田文京町17番11号　市営住宅304号、前住所新潟県燕市吉田7371番地　ハーベスト　101号
債務者　相澤優香里
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２０号
新潟市中央区汐見台２番地22　市営汐見台住宅213号、前住所新潟市中央区本町通14番町3122番地６　泉コーポ205号
債務者　佐藤　久男
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２１号
新潟市中央区汐見台２番地22　市営汐見台住宅213号、前住所新潟市中央区本町通14番町3122番地６　泉コーポ205号
債務者　佐藤三枝子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３１号
新潟市江南区曽野木１丁目３番２―2056号
債務者　山崎　義博
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３８号
新潟市西区新中浜４丁目４番地１
債務者　石川　　勇
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４０号
新潟市西区寺尾東１丁目１番12号２
債務者　富山　雅史
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５１号
新潟市中央区美咲町１丁目25番21号
債務者　辻　　範朗
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
新潟地方裁判所民事部